



=コウノトリ飛来・繁殖時の対応パンフレット=

あなたのまちで コウノトリが 巣づくりをはじめたら

CONTENTS

はじめに

コウノトリが定着・繁殖するために

コウノトリの見分け方、特徴

コウノトリへの対応方法Q & A

観察・餌やり けが・死亡

営巣場所 営巣可否判断

関係機関との連絡調整 関係法規

産卵から巣立ちまで

足環の役割 個体情報・識別

住民等への対応

コウノトリの繁殖地が広がるということ

I P P M-OWSの活動

はじめに

兵庫県立コウノトリの郷公園（以下、郷公園）が、野外で絶滅したコウノトリの放鳥（再導入）を開始したのが2005年9月のことですから、昨年は再導入15周年でした。そして、本冊子の前身にあたる「あなたのまちにコウノトリが飛来したら、」を作成してから5年以上の歳月が過ぎました。

この5年間にコウノトリの繁殖地は、郷公園の位置する兵庫県豊岡市、及びこれに隣接する京都府京丹後市を中心とする北近畿・但馬地域から、2017年の徳島県、2018年の島根県、2019年の福井県・鳥取県というように、順調に広がってきました。またこの期間には、「南但」と称される兵庫県養父市・朝来市でも繁殖が始まりました。このことは2011年に策定した「コウノトリ野生復帰グランドデザイン」の中期目標「国内のメタ個体群構造の構築」に向かって、コウノトリの野生復帰が順調に進んでいることを示しています。また昨年は、関東でも初の巣立ちが確認されました。このように、コウノトリの新たな定着・繁殖が、全国のどの地域で起きてても不思議ではない状況になっているのです。

そこで、これまで15年にわたり郷公園が蓄積してきた野外コウノトリについての知見をわかりやすくまとめ、全国の地方公共団体に配布し、適切な対応をしていただこうという趣旨のもと、本冊子「あなたのまちでコウノトリが巣づくりをはじめたら」を作成しました。

これから先、特別天然記念物コウノトリが新たに造巣を開始する自治体にとって、本冊子がお役に立つのは間違ひありませんので、これを大いに活用していただくことを強くお願いする次第です。

兵庫県立コウノトリの郷公園 園長

江崎保男

2021年1月



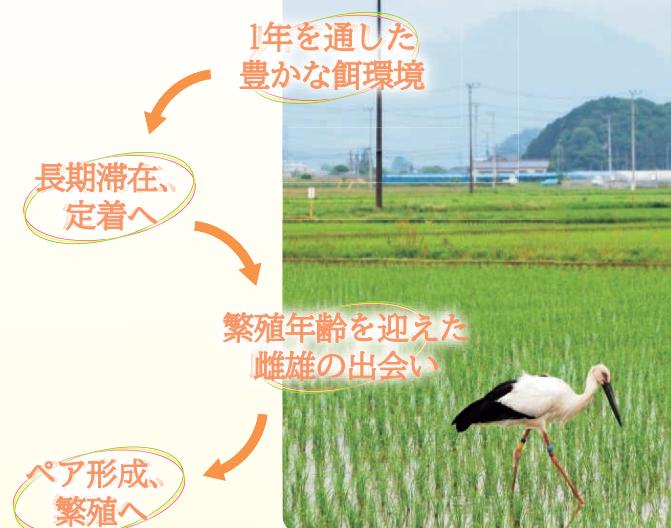
コウノトリが定着・繁殖するためには

コウノトリが定着するためには、繁殖のための巣場所よりもまず、餌動物を十分とることができる、好適な餌場の存在が必要です。一般的には水田が良い餌場となりますですが、イネが繁茂する初夏になるとコウノトリは水田の中に入ることができなくなるため、別の餌場を探します。コウノトリが季節ごとに、かつ1年を通して餌をとることができるように、積極的に環境改善を進めておくことが大切です。

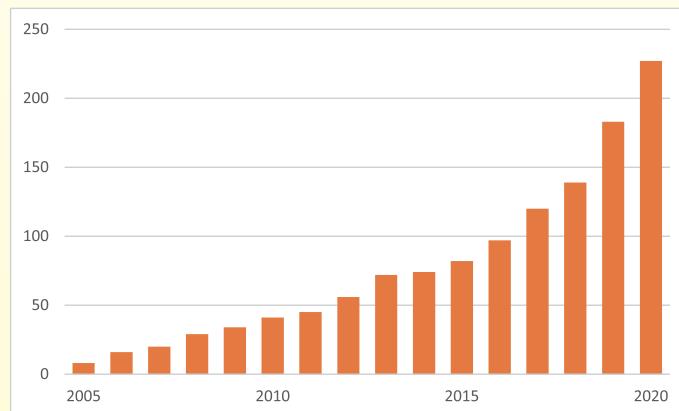
これまでにコウノトリは全国47都道府県に飛来し、日本から韓国・中国への移動も確認されています。1日に300km以上移動することができるコウノトリは、各地への旅を続けながら定着できる場所を探しているのです。

もし、飛來した場所で十分な餌がとれることをコウノトリが学習すれば、そこに長期滞在することもあるでしょう。また、そんな場所に仲間が集まり、その中で連れ添う雌雄が現れると、定着から繁殖に至る可能性が出てきます。巣場所となる人工巣塔の建設はそれからでも遅くありません。人間の都合で先に人工巣塔を建てても、コウノトリがそれを選んでくれるとは限らないからです。

“コウノトリが選ぶまち”は、多様な生き物でにぎわう、人間にとっても心安らぐ豊かな地域です。地域の特性に適った環境整備を行い、餌となる多様な動物（魚類、両生類、ヘビ、バッタ等）が四季を通じて得られるようになれば、次は「あなたのまち」で、コウノトリのヒナが誕生するかもしれません。



コウノトリの野外個体数の推移



※各年の10月1日の個体数の推移

2020年10月1日現在、野外個体数は227羽に達しています。

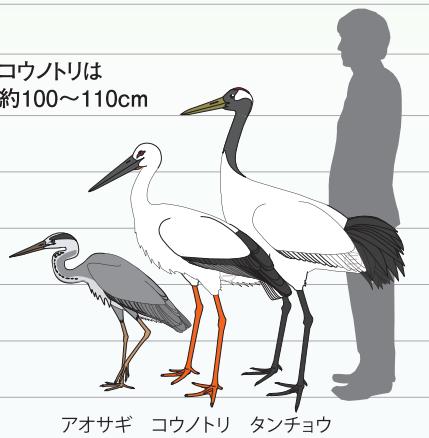
コウノトリの見分け方

特徴



大きさのめやす①

コウノトリは
約100~110cm



コウノトリの個体識別

コウノトリは雌雄間・個体間で外見上の差異が少ないとから、個体識別のために一羽一羽、色の組み合わせを変えて足環を装着しています。そのため野外でコウノトリを目撃した際は、個体識別のために足環を確認することが大切です。（足環の持つ意義や役割については9ページを参照）



兵庫県立コウノトリの郷公園HPでは、「足環カタログ」としてこれまでに装着した全個体の足環データを公開しています。HPトップ画面の下部にあるバナーをクリックしてください。また、同HPでは野外コウノトリの繁殖状況をはじめとする様々な情報を発信しています。

郷公園HPアドレス <http://www.stork.u-hyogo.ac.jp/>



コウノトリの郷公園HP



「足環カタログ」

コウノトリ [コウノトリ目 コウノトリ科]

英名: **Oriental White Stork**

学名: **Ciconia boyciana**

保護状況: 特別天然記念物（文化財保護法）
国内希少野生動植物種（種の保存法）
絶滅危惧 I A類（環境省レッドリスト）

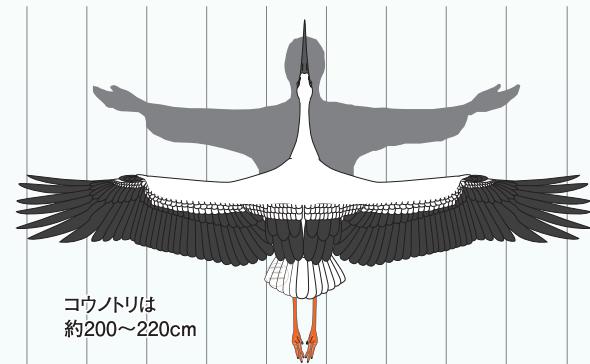
翼を広げると2mにもなる大型の鳥です。

姿はタンチョウなどのツル類や、アオサギなどのサギ類に似ていますが、色合いや大きさが異なります。

淡水魚をはじめとする水生動物からヘビやバッタのような陸生動物まで、多様な餌をとる肉食の鳥です。

大きさのめやす②

コウノトリは
約200~220cm



飛ぶときの姿勢



首をS字に
折りたたんで飛ぶ



首をまっすぐに
伸ばして飛ぶ



目撃情報をお知らせください

兵庫県立コウノトリの郷公園

Hyogo Park of the Oriental White Stork

- 電子メール mokugeki@stork.u-hyogo.ac.jp
- FAX **0796-23-6538**
- 電話 **0796-23-5666**
- 郵送 〒668-0814 兵庫県豊岡市祥雲寺128

日時、場所、何羽いたか、足環の色、コウノトリが何をしていたか、どんな環境であったかなどを目撃者（報告者）の連絡先とともににお送りください。

目撃情報募集の詳細は、兵庫県立コウノトリの郷公園HP「コウノトリを見たら」をご覧ください。

写真を撮影された場合、足環の色が明確であれば、個体識別が可能です。ご協力よろしくお願いします。



目撃情報メールアドレス

Q コウノトリを観察する人々には、どのようなことに気を付けてもらえばよいでしょうか。

A コウノトリは「野鳥」であるという前提のもと、一定の距離を保ち、以下の点に留意して観察するようにしてもらってください。

観察する上でお願いすること

1) 静かに見守る

コウノトリを驚かさないように優しく静かに見守るよう、お願ひしてください。コウノトリの観察・撮影等は、コウノトリが遠ざかったり、飛び立ったりしないように、150m以上（自動車の中からでは100m以上）離れて行うよう、お願ひしてください。

2) 地域に迷惑をかけることはやめる

コウノトリは集落周辺の水田、草地、河川、水路などで餌をとり、電柱や人工巣塔上に巣を作ります。観察者には、無断で私有地や農地に立ち入らないよう、お願ひしてください。また、農道や林道に駐車して通行の妨げにならないことも重要です。

3) 繁殖期には巣に近づかない

2月から7月は、コウノトリの繁殖期です。この時期に人が近づくと、巣づくりや子育てに悪影響を与えることがありますので、コウノトリの巣には近づかないよう、お願ひしてください。巣の近くを通る時は、立ち止まらず通り過ぎるように促してください。

Q 餌を与える人がいます。どのような対応が必要ですか。

A 野外のコウノトリに餌を与えるのはやめましょう。
餌を与えているところを見かけた場合は、やめるようにお願いしてください。

野外で生活するようになったコウノトリは、「野生動物」です。野生復帰の目標のひとつである、コウノトリの野外での自活、および存続可能な野生個体群の確立のためにも餌やりを行わないようにお願いします。

一度、野外のコウノトリに人間が餌を与えててしまうと、自分で餌を探さなくなるだけでなく、人間を攻撃したり、交通事故に遭ったり、「ヒトと動物の共通感染症」の媒介者となる恐れがあります。

餌を与えているところを見かけた場合はやめるよう、お願ひしてください。



餌をやらないで!

Q けがをしているコウノトリがいます。どのように対応すればよいでしょうか。

A けがをしているコウノトリがいる都道府県の鳥獣保護事業計画等にしたがって対応してください。
コウノトリがどのような原因でけがをしたのかを調査することも重要です。

①体制づくり

巣からヒナが落下したり、巣立ち直後にけがをしたりすることもあるため、コウノトリが造巣した場合には、都道府県や市町村の文化財担当課と野生鳥獣担当課等が連携できる体制を早めに構築しておくとよいでしょう。

②状況確認

けがの原因究明の参考となるよう、個体の状況（出血や骨折の有無など）、現場付近の環境（事故の原因となる道路や電線など）を記録し、様々な角度から写真を撮影しておきます。目撃者がいる場合は、入念に聞き取り調査を実施するとよいでしょう。巣立ち直後の幼鳥は事故に遭うことが多いため、注意が必要です。

③捕獲

コウノトリは衰弱していても人間が近づくとくちばしで攻撃してくることがあるため、けがをしたコウノトリを保護する場合は、厚手のゴム手袋やゴーグルを着用し、複数名で捕獲するとよいでしょう。捕獲後はタオルや腕カバーなどを用いて目かくしをすると比較的落ち着きます。保護したコウノトリは、段ボール箱等に入れて救護施設まで運搬します。



④法的手続き

種の保存法の規定に基づき、捕獲後30日以内に「緊急に保護を要する国内希少野生動植物種捕獲等通知書」を地方環境事務所に提出してください。

Q コウノトリが死んでいる状態で見つかりました。どのように対応すればよいでしょうか。

A コウノトリがどのような原因で死亡したかを調査し、法的手続きをした上で、学術的な標本として地域で保存するとよいでしょう。

①現場確認

死因究明の参考になるよう、個体の状況（出血や骨折の有無など）、死亡現場付近の環境（事故の原因となる道路や電線など）を記録し、様々な角度から写真を撮影しておきます。目撃者がいる場合は、入念に聞き取り調査を実施するとよいでしょう。

②死体回収

ゴム手袋やマスクを着用して死体を回収し、二重にしたビニール袋に入れたうえで、段ボールやクーラーボックス等に入れて密閉します。手指、作業服、死体回収場所等は消毒液を用いて消毒しておくとよいでしょう。

③病理解剖

コウノトリの野生復帰事業に役立てるため、地域の獣医系大学、家畜保健衛生所、動物園等に相談し、死因究明のための病理解剖を行ってください。解剖できる施設が見つからない場合は、兵庫県立コウノトリの郷公園にご相談ください。

④高病原性鳥インフルエンザに対する防疫

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル(環境省)」に基づき対応してください。ただし、コウノトリは個体数の少ない希少種であることから、たとえ死亡個体が1羽であってもウイルス検査を実施することが望ましいでしょう。

⑤滅失届

死亡個体のデータは今後のコウノトリの保護に役立ちますので、滅失届の文化庁への提出をお願いします。

⑥学術標本としての保存

コウノトリの死体は、学術的にも貴重なものなので、個人で所有するのではなく、地域の自然史系博物館等の公共施設で標本（剥製、骨標本、羽標本等）として保管するとよいでしょう。収蔵先が見つからない場合は、兵庫県立コウノトリの郷公園にご相談ください。なお、収蔵に当たっては、滅失届もあわせて保管してください。



■ 兵庫県立コウノトリの郷公園からのお願い ■

けがをしたコウノトリや死亡したコウノトリについての情報は、今後の野生復帰事業の参考にするため、兵庫県立コウノトリの郷公園にもご連絡ください。

Q コウノトリはどんなところに巣を作りますか。

A 今までに、樹上、人工巣塔、仮設巣塔、ケージ屋根、照明灯、携帯電話の電波塔、変電所鉄塔、電柱、送電線鉄塔などに巣を作った事例があります。

繁殖場所

野外コウノトリが繁殖する場所として、今までに、樹上、人工巣塔、仮設巣塔、ケージ屋根、照明灯、携帯電話の電波塔、変電所鉄塔、電柱、送電線鉄塔などが記録されています。人工巣塔を選択することもありますが、電柱や送電線鉄塔など、コウノトリの感電事故、停電等の電気事故などが起こりえる危険な場所も数多く選択しています。また、最近では高さ30mを超える携帯電話の電波塔での造巣も増えています。避雷針からの通電の危険があり、かつ個体識別のための足環装着にも支障をきたします。

①電柱と送電線鉄塔

野外コウノトリは、日本中、どこにでも存在する電柱に造巣することがあります。通常、電線には6,600ボルトの電気が流れていますので、コウノトリが電線に触れて感電したり、巣材を伝わる雨水でショートして停電になったりすることがあります。

野外コウノトリは、高さ40～50mもある送電線鉄塔に造巣することもあります。送電線には22万～50万ボルトの電気が流れており、通電してしまうとコウノトリは即死します。また、鉄塔のフレームに足や翼がひっかかり動けなくなる事故も起こります。



②携帯電話電波塔

携帯電話の普及に伴って、全国に電波塔が多く設置されるようになりました。高さは30mほどありますが、野外コウノトリは頂上部の円座の部分に造巣します。多くの場合はこの部分に避雷針があり、落雷があると感電が起こる可能性があります。

また、通常、電波塔への登上は危険ですので、個体追跡のための足環装着は電話会社の協力がないとできません。



かつて日本に生息していた野生コウノトリは、マツの大木の樹冠部に営巣していましたが、現在の野外コウノトリが樹上に止まるのを見かけることは多くありません。日本の原風景を再生するためには、マツクイムシによって減少したマツ林を復活させる努力も必要でしょう。



③人工巣塔

人工巣塔は、コウノトリの感電や事故の心配はありませんし、足環を装着するための高所作業車も接近できますので、野外コウノトリの営巣場所として適しています。しかし、人工巣塔があるからといって必ずしも営巣するわけではありません。コウノトリが生息できる環境を整備すれば、コウノトリは、その場所に定着し、繁殖を始めるようになります。人工巣塔の設置はそれからでも遅くはありません。



Q コウノトリが巣を作り始めましたが、どのように対応すればよいでしょうか。

A 巣を作っている場所に応じて、電力会社・電話会社、地元住民、都道府県、市町村等で協議し、繁殖を継続させるかどうか判断してください。

コウノトリは、様々な場所に巣を作りますが、そのすべてがコウノトリや人にとって良いわけではありません。送電線鉄塔や携帯電話電波塔の場合は、事故の危険性が高く、足環装着も困難であるため、巣づくりを回避する対策を講じる必要があります。電柱の場合、事故の危険性はありますが、電力会社や電話会社と相談し、電線を迂回するなどの一時的な対策をとってもらうことによって繁殖を継続させることもできます。

巣づくりを継続させるかどうかを判断するポイントとして、過去の事例から、以下のことが挙げられます。

- ①コウノトリが安全に繁殖を継続することができるか？
- ②電力会社・電話会社から繁殖継続の許可が得られる場所か？
- ③地域住民に不都合が生じない場所か？（※1）
- ④近親婚ペアによる繁殖ではないか？（※2）
- ⑤足環の装着作業を実施できる場所か？（※3）

※1 住宅地の電柱で繁殖した場合は、見学者が多く訪れて通行の妨げになるなど地元住民の日常生活に悪影響を及ぼすことがあります。

※2 近親婚による繁殖は、コウノトリ個体群の長期的な存続に悪影響を及ぼす可能性があるため、回避する必要があります。

※3 コウノトリが繁殖した場合は、巣立ち前のヒナに足環を装着しています（9ページ参照）。巣立ち前のヒナを、巣内で捕獲・標識するためには、高所作業車を巣の近くに止めて作業を行う必要があります。

Q 繁殖を継続させる場合は、どのような体制で対応する必要がありますか。

A 電力会社・電話会社などの設備管理者、土地所有者、地元住民、都道府県及び市町村の文化財担当課・野生鳥獣担当課等の間で情報を共有しながら対応してください。

◆観察や見回りの体制

産卵日、ふ化日、巣立ち日等をモニタリングし、繁殖状況を記録する必要があります。鳥獣保護員や地元の野鳥観察団体等と連携して観察体制を構築し、ビデオカメラやカメラ等の観察機材を準備しておきます。

巣材や糞が周囲に落下したり、観察者が多数集まつたりすると、地元住民の日常生活に影響を及ぼすことがあるため、地方公共団体の担当者の方々が適宜見回りをするとよいでしょう。

◆足環装着のための体制

ヒナが巣立つ前に、巣内で足環を装着する必要があります。足環装着のための高所作業車を手配するとともに、作業人員の確保が必要となります。兵庫県立コウノトリの郷公園やIPP M-OWS（裏表紙参照）では、繁殖地の地方公共団体に足環を提供するとともに、作業のために必要な人員を派遣するなどの支援を行っています。

◆施設管理者、土地所有者への連絡

観察・見回りや足環装着作業等を行うため、巣がある地域の町内会・農会・営農組合や人工巣塔の所有者・土地の管理者には、必要に応じて私有地への立ち入り等についてあらかじめ承諾を得ておいてください。

◆電力会社との連携

造巣場所が電柱の場合は、随時、電柱を管理する電力会社と繁殖状況についての情報共有を図るとともに、足環装着の作業に備えて協力を依頼します。

◆行政部局間の連絡調整

都道府県・市町村の文化財担当課、希少生物・野生鳥獣担当課等の関係行政機関の間でコウノトリの繁殖状況について情報の共有に努め、対応について連携し、連絡調整を行う必要があります。

- ①報道発表は、必要に応じて関連する地方公共団体と発表内容及び発表時間の調整を行い共同で実施します。報道発表を行う場合は、必ず地元住民・土地や施設の管理者・電力会社等の関係者にも情報提供するようにします。
- ②法律に基づく許可申請等の手続きを行います。
- ③コウノトリの継続的な繁殖のために、予算の確保や体制づくりが必要となります。

コウノトリは、主に2つの法律によって保護されています。

コウノトリは、文化財保護法で特別天然記念物に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、種の保存法）で国内希少野生動植物種にそれぞれ指定されています。このため、以下の行為を行う場合は、許可・届出等が必要になります。なお、法令に関する詳しい情報や手続きについては、所管省庁または地方公共団体の担当課にご確認ください。

	文化財保護法関係（申請先）	種の保存法関係（申請先）
電柱等の巣の撤去（卵がない場合）	現状変更の許可 (都道府県または市の文化財担当課)	許可不要
個体（卵を含む）の捕獲	現状変更の許可（文化庁）	捕獲許可（地方環境事務所）
足環や発信機の装着、血液の採取	現状変更の許可 (都道府県または市の文化財担当課)	捕獲許可（地方環境事務所）
傷病個体の捕獲	許可不要	緊急捕獲通知の提出（地方環境事務所）※P4参照
死亡	滅失届の提出（文化庁）※P4参照	—
生きたコウノトリの譲渡等	現状変更の許可（文化庁）	譲渡等の許可（環境省）
死体、剥製、羽毛等の譲渡等	許可不要	譲渡等の許可（環境省）

コウノトリの羽毛を拾った場合は、拾得者本人の所有物となります。許可なく譲り渡し等（あげる、もらう、売る、買う、貸す、借りる）、販売・頒布目的の陳列・広告、輸出入をすることはできません。



文化財保護法
(文化庁HP)



種の保存法
(環境省HP)

Q コウノトリの産卵からふ化、巣立ちまでの日数を教えてください。

A コウノトリの産卵開始から30日～35日後にふ化が始まり、最初のふ化から57日～84日で巣立ちが始まります。

繁殖行動

コウノトリは、一夫一妻で繁殖し、造巣、抱卵、育雛を雌雄が共同で行います。

日本では野外コウノトリの繁殖期は、概ね2月（造巣開始）～7月（巣立ち終了）です。2月から3月に造巣を始めて、1日おきに計3～6卵（平均4.0卵）を産み、産卵開始から30日～35日（平均33.4日）後に、ふ化が始まり、最初のふ化から57日～84日（平均69.1日）で巣立ちが始まります。

通常、野外コウノトリは、3歳（3歳になる年の繁殖期）から繁殖が可能になります。時に2歳で繁殖を開始する個体もいます。

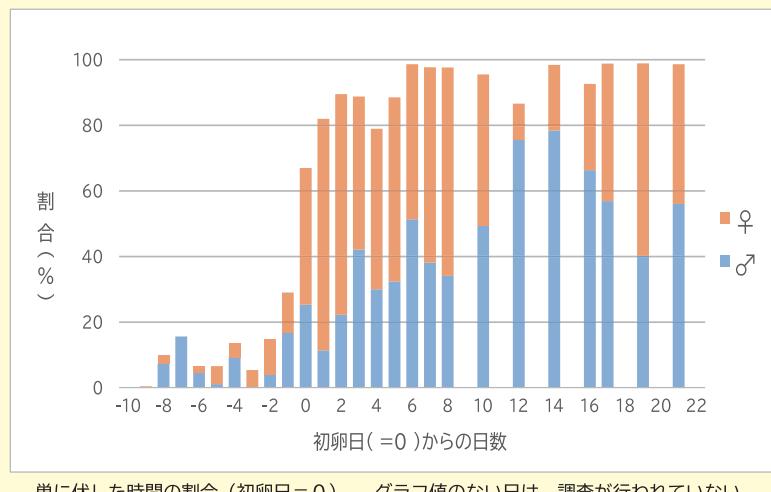
産卵の推定

まず1日7時間以上の観察を行います。造巣が進むとペアのどちらかが巣に留まるようになり、卵を産むとほとんど巣を空けなくなります。それと同時に巣に伏した時間の割合が50%を越えます。ただし、他個体による巣への接近があると、この割合が変わるので、前後の状況から判断します。

ふ化の推定

初卵日（＝0日）から30日～35日（平均33.4日）経つとヒナがふ化します（※4）。親鳥はヒナがふ化すると、餌動物を巣内で吐き出して給餌を行うので、吐き出しが観察されるとヒナがふ化していると推定できます。

※4 ふ化とは、ヒナの体全体が卵から出ること



巣に伏した時間の割合（初卵日＝0） グラフ値のない日は、調査が行われていない



巣立ちの確認

巣立ちとは、ヒナが巣を飛び出し、巣以外の場所（地上、屋根、樹木など）に着地することを指します。時に、巣を離れて飛び回り、そのまま巣に戻ることがありますが、この場合は巣立ちとみなしません。

巣立ちの時刻については、最も早い例で4時51分、最も遅い例で18時36分の記録があります。特に多い時間帯はなく、1日を通して見られますので、巣立ちの瞬間を確認するには終日の調査が必要です。

Q ふ化したコウノトリに「足環」をつけるのはなぜですか。

A コウノトリの個体を識別するために「足環」をつけています。
野生復帰事業にとって大切な情報を得ることができます。

コウノトリは性や個体による形態の違いがほとんどありませんので、外見から個体を識別することが困難です。このため、野外で繁殖した場合には、巣立つ前にヒナを捕獲し、個体ごとに色の組み合わせが異なる足環（カラーリング）を装着しています。足環は、2005年に放鳥を開始して以降、放鳥個体はもとより野外で巣立ったほぼすべての個体に装着されています。

足環には、国際ルールにならって環境省の定めた文字や数字が刻印されています。色や刻印に関する情報を、環境省から委託を受けている（公財）山階鳥類研究所（鳥類標識センター）に報告しておくことにより、海外からも飛来情報を得ることができます。

◆学術研究

個体識別が可能となることで、コウノトリの野生復帰事業を進めるための様々な研究を行うことができます。ふ化年月日・巣立ち年月日・年齢・性別などの個体情報を把握し、行動範囲、寿命、移動状況、なわばりの形成、配偶関係など多くのことが明らかになります。例えば、2005年に放鳥を開始して以降、2017年までに47都道府県すべてに飛来するとともに、韓国や中国にも移動したことが分かっています。

◆個体群管理

足環の装着により、新たに放鳥を行う際の放鳥個体の適切な選定や近親婚の回避などを行うことができ、コウノトリ個体群全体の遺伝的多様性の維持・向上を図りながら、個体群を長期的に存続させることが可能となります。

◆地域での見守り

個体識別ができるることは、巣立ったコウノトリの見守りなど、地域住民にコウノトリに関心を持ってもらうことにつながります。



Q 足環がついているコウノトリの個体情報を知るにはどうすればよいですか。

A 兵庫県立コウノトリの郷公園HPの「足環カタログ」やIPPM-OWSの「コウノトリ個体検索」を使って個体情報を知ることができます。

◆足環カタログ

個体情報を知るためにには、まず、目撃したコウノトリに装着されている足環の色を確認します。足環の色は、双眼鏡等で直接確認するか、写真を撮影した後に画像を画面上で拡大して確認するとよいでしょう。



「足環カタログ」

兵庫県立コウノトリの郷公園のホームページでは、「足環カタログ」として、これまでに足環が装着された全個体の足環データを公開しています（右記QRコードを参照、または「足環カタログ」で検索してください）。

◆コウノトリ個体検索

「IPPM-OWS（コウノトリの個体群管理に関する機関・施設間パネル）」が提供している「コウノトリ個体検索」では、パソコンやスマートフォン等を用いて個体情報を知ることができます（右記QRコードを参照、または「コウノトリ個体検索」で検索してください）。「コウノトリ個体検索」では、足環のすべての色が確認できない場合でも、該当する個体の候補を絞り込むことができます。



個体の情報は、コウノトリの野生復帰事業や研究に役立つ貴重なもので、コウノトリを目撃した場合は、兵庫県立コウノトリの郷公園にお知らせください（詳しくは2ページ参照）。

Q コウノトリの巣の近くに大勢の見学者が来てしまします。どのように対応すればよいでしょうか。

A 地元住民の生活と、コウノトリの繁殖成功を両立できるような配慮や対応をお願いします。

地元住民への対応

地元住民の意見には丁寧に対応してください。

地元住民の方々を対象に、コウノトリについて普及啓発をし、コウノトリと共生する地域をつくっていくために、連携しながら情報を共有することが大切です。

地元生まれのコウノトリということで愛着を持って見守っていただき、地域の活性化につなげましょう。

見学者への対応

新たな繁殖地ができると、熱心なカメラマンや野鳥観察者等がコウノトリの観察に多数訪れることがあります。

コウノトリは集落周辺の水田、草地、河川、水路などで餌をとり、巣塔や電柱上に巣を作ります。観察者が、無断で私有地や農地に立ち入らないよう、農道や林道に駐車して通行の妨げにならないよう、そして地域の生活に支障をきたすことのないよう、看板等で注意喚起を行うとよいでしょう。

さらに、コウノトリを驚かさないよう、コウノトリの観察・撮影等は、150m以上離れて行うように表示します。いずれも地方公共団体と地元住民との間で事前に協議し、合意した上で対応することが望ましいです。



報道機関への対応

コウノトリの産卵・ふ化・巣立ち等の情報発信を正しく行い、広報します。

地元への影響を考慮し、情報提供の内容については、配慮する必要があります。

足環装着等について、事前報道を行う場合は、当日の報道機関対応のため、駐車場、撮影場所、取材場所の指定及び時間の確保が必要となります。



学校等との連携について

コウノトリのことを正しく理解するため、またコウノトリを通じた環境の保全を進めるためには、普及啓発活動を行うことが大切です。とくに次代を担う子どもたちへの普及啓発は、人間とコウノトリが共生する社会の実現に向けて重要です。

例えば、兵庫県立コウノトリの郷公園では、園内での「環境学習」の受け入れや、園外での「出前講座」を行っています。

それぞれの施設や地方公共団体が主体となって学校等と連携し、自らの取組をいかした方法による普及啓発活動を推進することが望ましいです。



コウノトリの繁殖地が広がるということ

2005年9月24日、兵庫県立コウノトリの郷公園によって、5羽のコウノトリが世界で初めて放鳥され、日本の空に羽ばたきました。これは、一度その地で絶滅した種を再びその地に蘇らせる再導入(リントロダクション)の第一歩となりました。それから15年あまり、日本の野外に生息するコウノトリは220羽を超え、繁殖地は7府県に広がっています。

野生復帰開始から10年を経て、コウノトリが全国へ広く飛来しつつあった2015年には、コウノトリ飛来時のパンフレット「あなたのまちにコウノトリが飛来したら、」を作成し、コウノトリと人が共生していくための一つの指針をお示しました。それから5年あまりが経過し、野外で暮らすコウノトリが更に増加するとともに、繁殖地が広がりを見せてきました。そこで一步進んで、コウノトリが飛来し、造巣を始めたとき、地方公共団体の担当者や地域の人々がどう対応すればよいのか、連携・協働をどのように進めたらよいのかを、本パンフレット「あなたのまちでコウノトリが巣づくりをはじめたら」にまとめました。

野外のコウノトリは、2007年に兵庫県の豊岡市で繁殖を開始したのち、2012年には京都府京丹後市、2017年には徳島県鳴門市、2018年には島根県雲南市、さらに2019年には福井県坂井市と鳥取県鳥取市、そして2020年には栃木県小山市で繁殖に成功しています。今後も加速度的に繁殖地が広がるものと予測し、期待もしています。

コウノトリの繁殖を受け入れ、コウノトリと人が共生していくためには、地方公共団体や地域の人々、農林水産業の関係者、学校、NPO等多様な主体・組織が連携し、自主的・積極的に地域づくりに取り組むことが必要です。コウノトリの野生復帰、特にその象徴ともいえる定着・繁殖は、その地が豊かな自然を有していることをコウノトリが証明するものであり、「持続可能な共生社会の実現」への足がかりになると思います。

コウノトリの未来をデザインする

IPPM-OWSとは

「コウノトリの個体群管理に関する機関・施設間パネル」
Inter-institutional Panel on Population Management of the Oriental White Stork

コウノトリの個体群管理に関する機関・施設間パネル(IPPM-OWS)は、コウノトリの飼育施設、コウノトリの野生復帰事業に取り組む組織と地方公共団体、コウノトリの繁殖地となった地方公共団体などで構成されています。生息域外保全としては、遺伝的多様性の維持に配慮しながら、飼育コウノトリを対象とする飼育・繁殖計画の立案、生息域内保全としては、放鳥計画の立案や野外コウノトリへの足環装着とその保全、繁殖地の地方公共団体への支援などを行っています。



多様な主体・組織の連携が大切



IPPM-OWSへの加盟について

コウノトリが繁殖した地方公共団体には、このパンフレットに紹介した様々な対応が求められる可能性があります。IPPM-OWSは、これまでにコウノトリの繁殖地となったすべての地方公共団体の加盟のもと、全国的なネットワークの中で相互に協力しながら新たな繁殖地へのサポートも行っています。コウノトリの繁殖地となった地方公共団体は、ぜひIPP-OWSに加盟してください。



コウノトリの個体群管理に関する機関・施設間パネル
(IPPM-OWS)
<https://www.ippm-ows.jp/>



監修

発行

文化庁・環境省 兵庫県立コウノトリの郷公園

兵庫県立コウノトリの郷公園
Hyogo Park of the Oriental White Stork

〒668-0814 兵庫県豊岡市祥雲寺字二ヶ谷128
TEL.0796-23-5666 FAX.0796-23-6538
<http://www.stork.u-hyogo.ac.jp/>

